## 沖縄県介護福祉士会 フェイスブックの利用および投稿する際のルールについて

## 1、フェイスブックへブログ記事などを投稿する際の注意事項

- ① (特定の個人や団体など) 誹謗中傷するような投稿や、コメントをしない
- ②著作権を侵害するような投稿をしない

(著作権が生じるような、他サイトからの無断転載をしない。他サイトに掲載されている写真や動画など、どうしても使用が必要な場合は必ず事前に著作者へ連絡して、著作権料の支払いなどを行い、使用許可について確認する。そのうえで使用を行う。)

- ③モラルに反する(社会の秩序を乱したり、迷惑行為など)動画や写真など投稿しない
- ④フェイスブック担当者は、ブログ内容の投稿について(確認がなされないまま)すぐに投稿しない

※必ず、投稿する前には事務局長および事務局へ、(不適切な言葉や介護福祉士会へ苦情の殺到(炎上)を招くような内容が記載されていないかどうか)投稿内容のチェック・確認を依頼する。

## 2、フェイスブックに、写真・画像などを投稿する際の注意事項

- ① (研修時の様子や、受講者など) 写真を撮影する際には、事前に相手の方へ写真を撮影しても良いかどうか、了解を得る。
- ②撮影した写真を投稿するまえに、(①のときに) 相手の方へ「今回、写真を撮らせていただいたのですが、フェイスブックに掲載してもよろしいでしょうか?」と確認を行い、必ず事前に、相手へ写真を撮影することやフェイスブックに掲載することへの了解を得る。
- ※(①と②の)理由として、個人の肖像権を侵害しないよう充分に配慮する必要がある。

肖像権とは、「自分の顔や姿を無断で写真・絵画などに写しとられたり、それを 展示されたりすることを拒否する権利」のことを指す。(三省堂大辞林より引用)